淡路市契約からの暴力団等の排除に関する要綱

平成25年３月29日

告示第52号

改正　平成26年12月１日告示第209号

　（趣旨）

第１条　この要綱は、淡路市暴力団排除条例（平成25年淡路市条例第９号。以下「条例」という。）第６条の規定に基づき、淡路市（以下「市」という。）が締結する契約について、暴力団を利することとならないようにするための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　(１)　暴力団　条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。

　(２)　暴力団員　条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。

　(３)　暴力団員等　暴力団員又は条例第２条第３号に規定する暴力団密接関係者をいう。

　(４)　暴力団等　暴力団又は暴力団員等をいう。

　（契約の相手方としない者）

第３条　市長は、暴力団等を契約（建設工事請負契約において、その契約の履行に伴い締結する下請契約を一次下請契約として、以下、下請契約が数次にわたるときは、その全ての下請契約を含む。）の相手方としないものとする。

　（契約書の記載事項）

第４条　市長は、淡路市契約規則（平成17年淡路市規則第49号）第23条第１項第12号に規定する必要な事項として、次に掲げる事項を契約書に記載するものとする。ただし、当該契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせることを禁止する条項を定めているときは、第４号及び第５号後段に掲げる事項は、記載しないものとする。

　(１)　市は、契約の相手方が暴力団等であるか否かを確認するため、兵庫県淡路警察署長（以下「警察署長」という。）に必要な意見を聴くことができること。

　(２)　市は、前号の規定により聴取した意見を、全ての契約において、第１条に定める措置を講じるために利用することができること。

　(３)　市は、契約の相手方が第７条各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、当該契約を解除できること。

　(４)　契約の相手方は、当該契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合（以下「第三者に行わせる場合」という。）において、暴力団等に受託しないこと。

　(５)　契約の相手方は、当該契約の履行に当たり、暴力団等から工事の妨害その他の不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、市長にその旨を報告し、及び警察に届け出て、捜査上必要な協力を行うこと。第三者に行わせる場合は、当該第三者が暴力団等から不当介入を受けたときも、同様とすること。

　（誓約書）

第５条　市長は、契約を締結するまでの間において、契約（第三者に行わせる場合を除く。）の相手方が暴力団に該当しない旨その他必要な事項を記載した誓約書（様式第１号又は様式第２号）を提出させるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(１)　契約金額が200万円以下の契約を締結するとき。

(２)　国又は他の地方公共団体その他の公共団体若しくはその職務と関連を有する公益に関する団体と契約を締結するとき。

(３)　前２号に掲げるもののほか、市長が誓約書を提出させる必要がないと認めるとき。

２　市長は、契約の相手方が第三者に行わせる場合において、契約の相手方に対して、当該契約の履行を確認するまでの間に、第三者（建設工事請負契約において、その契約の履行に伴い締結する下請契約を受注した者を含む。）が作成し、暴力団に該当しない旨その他必要な事項を記載した市長宛の誓約書（様式第３号）を提出させるものとする。ただし、契約金額（建設工事請負契約において、同一の契約に係る複数の下請契約を同一の当事者間で締結した場合は、その合計金額）が200万円以下の契約を締結するときは、この限りでない。

３　前２項の規定による誓約書の提出は、契約の相手方に対して、入札公告、入札通知書等により義務付けるものとする。

　（相手方への要求）

第６条　市長は、契約の相手方が第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であると確認したときは、契約の相手方に対して、その契約を締結しない措置又はその契約を解除する措置を求めるものとする。

　（契約の解除）

第７条　市長は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

　(１)　暴力団等であると確認したとき。

　(２)　第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であると知りながら、契約を締結したと認められるとき。

　(３)　前条の措置に従わなかったとき。

　（意見の聴取）

第８条　市長は、契約の相手方を決定し、又は契約の相手方が第三者に行わせる場合において、当該契約の相手方又は第三者が暴力団である疑いがあるときは、これらの者が暴力団等に該当する者であるか否かについて、警察署長の意見を聴くものとする。

２　市長は、契約の相手方が暴力団等である疑いがあるときは、これらの者が暴力団等に該当する者であるか否かについて、警察署長の意見を聴くものとする。

　（警察署長への届出等）

第９条　市長は、第４条第５号に規定する報告を受けたときは、警察署長への通知その他必要な措置を講じるものとする。

　（警察署長との連携）

第10条　この要綱に定めるもののほか、市が締結する契約について暴力団を利することとならないために必要な措置を講じるに当たっては、警察署長と連携を図りながら行うものとする。

　　　附　則

　（施行期日）

　この告示は、平成25年４月１日から施行する。

　（経過措置）

２　この告示の施行の日前にした淡路市契約規則第５条第１項の公告又は淡路市契約規則第18条第２項の通知に係る契約で同日以降に締結するものについては、なお、従前の例による。

　　　附　則（平成26年12月１日告示第209号）

　この告示は、平成27年４月１日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

（建設工事　受注者用）

誓　約　書

　　年　　月　　日

　淡路市長　様

住所（所在地）

氏　　　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　下記第１項の市発注工事請負契約の締結に当たり、淡路市暴力団排除条例（平成２５年淡路市条例第９号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記第２項のとおり誓約する。

　なお、発注者がこの誓約書の写し及び下記第２項第８号の情報を兵庫県淡路警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、発注者が警察署長に下記第２項第１号及び第２号に関して意見照会すること並びに警察署長から得た情報を発注者が他の業務において暴力団を排除するために利用し、又は淡路市関係組織に提供することについて同意する。

記

１　市発注工事請負契約名

　　　　番　号

　　　　名　称

２　誓約事項

　(１)　受注者は、次のアからウまでに該当しないこと。

　　ア　条例第２条第１号に規定する暴力団

　　イ　条例第２条第２号に規定する暴力団員

　　ウ　条例第２条第３号に規定する暴力団密接関係者

　(２)この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他の契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結するに当たり、前号のアからウまでに該当する者を契約の受注者としないこと。

　(３)　受注者は、下請契約等（受注者が市発注工事請負契約（以下「本工事契約」という。）の履行に伴い締結する下請契約等を一次下請契約等として、以下、下請契約等が数次にわたるときは、その全ての下請契約等を含む。以下同じ。）の受注者が暴力団等（淡路市契約からの暴力団等の排除に関する要綱第２条第４号に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）と下請契約等を締結しないように指導し、二次以下の下請契約等の受注者が暴力団等であることが判明したときは、その旨を発注者に報告するとともに、当該下請契約等の発注者に対し当該二次以下の下請契約等の受注者を当該下請契約等から排除するよう要請すること。

　(４)　受注者が前３号のほか、本工事請負契約書及び本工事契約に係る「暴力団排除に関する特約」の条項に違反したときは、契約の解除、違約金の請求その他発注者が行う一切の措置について、異議を述べないこと。

　(５)　受注者が、下請契約等の受注者から、この誓約書に準じた発注者に対する誓約書を各下請契約等の締結後直ちに提出させて保管し、当該誓約書を本工事請負契約書に係る工事が完成した旨の通知をするときまでに発注者に提出すること。

　(６)　受注者は、下請契約等の受注者が誓約書を提出していないことが判明した場合には、直ちにその提出を求め、下請契約等の受注者が応じないときは、その旨を発注者に報告すること。

　(７)　受注者は、第５号により下請契約等の受注者から提出させて保管している誓約書を発注者が提出するよう求めたときは、直ちに提出すること。

　(８)　発注者が、受注者又は下請契約等の受注者が暴力団等に該当するかを確認するために、その役員等（受注者又は下請契約等の受注者が、個人である場合にあってはその者、法人である場合にあってはその役員及びその支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）についての名簿その他の情報の提供を求めた場合には、受注者は、その役員等の承諾を得て速やかに必要な情報を発注者に提出すること。

　(９)　受注者は、本工事契約の履行に伴い、暴力団等からの工事の妨害その他不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、発注者に報告するとともに、警察署長に届け出て、捜査上必要な協力を行うこと。

　(１０)　受注者は、下請契約等の受注者に対し、当該下請契約等の履行に伴い不当介入を受けたときには、受注者に報告するとともに、発注者にも報告し、警察署長へ届け出て、捜査上必要な協力を行うよう指導すること。

　(１１)　受注者は、下請契約等の受注者からの不当介入を受けたという報告を受けたとき又は下請契約等の受注者が当該下請契約等の履行に伴い不当介入を受けたことを知ったときには、発注者に報告するとともに、警察署長に届け出て、当該下請契約等の受注者とともに捜査上必要な協力をすること。

|  |
| --- |
| ◇淡路市暴力団排除条例（平成２５年淡路市条例第９号）　抜粋　（定義）第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。　(１)　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。　(２)　暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。　(３)　暴力団密接関係者　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者で、次のいずれかに該当するものをいう。　　ア　暴力団員が役員（法第９条第２１号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者　　イ　暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者　　ウ　次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。　　　(ア)　自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為　　　(イ)　暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為　　　(ウ)　(ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為　　エ　アからウまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これらの者を相手方として、下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結し、又はこれらの者を利用している事業者　(４)　省略 |

役員一覧表（誓約書２(８)関係）

　　年　　月　　日

　　（発注者）

　　　　契約担当者

　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（受注者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　所（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　　名（法人名　代表者名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 役　職 | 氏　　名 | ふりがな | 生　年　月　日 | 性別 |
|  |  |  | 明治　大正　昭和　平成 | 男・女 |
| 　　　年　　月　　日 |
|  |  |  | 明治　大正　昭和　平成 | 男・女 |
| 　　　年　　月　　日 |
|  |  |  | 明治　大正　昭和　平成 | 男・女 |
| 　　　年　　月　　日 |
|  |  |  | 明治　大正　昭和　平成 | 男・女 |
| 　　　年　　月　　日 |
|  |  |  | 明治　大正　昭和　平成 | 男・女 |
| 　　　年　　月　　日 |
|  |  |  | 明治　大正　昭和　平成 | 男・女 |
| 　　　年　　月　　日 |
|  |  |  | 明治　大正　昭和　平成 | 男・女 |
| 　　　年　　月　　日 |
|  |  |  | 明治　大正　昭和　平成 | 男・女 |
| 　　　年　　月　　日 |
|  |  |  | 明治　大正　昭和　平成 | 男・女 |
| 　　　年　　月　　日 |

　　【記載方法】

　　　　①　記載例に従って、役職、氏名、ふりがな、生年月日、性別を記載してください。

　　　　②　個人事業者の場合には代表者を、法人の場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事等の請負契約等を締結する事務所の代表者を記載してください。

　　　　③　生年月日の記載については、元号に○印をつけてください。

　　　　④　性別の記載については、どちらかに○印をつけてください。

様式第２号（第５条関係）

（委託その他（建設工事を除く。））

誓　約　書

　　年　　月　　日

　淡路市長　様

住所（所在地）

氏　　　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　下記第１項の契約の締結（以下「本契約」という。）に当たり、淡路市暴力団排除条例（平成２５年淡路市条例第９号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記第２項のとおり誓約する。

　なお、発注者がこの誓約書の写し及び下記第２項第４号の情報を兵庫県淡路警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、発注者が警察署長に下記第２項第１号及び第２号に関して意見照会すること並びに警察署長から得た情報を発注者が他の業務において暴力団を排除するために利用し、又は淡路市関係組織に提供することについて同意する。

記

１　契約名

　　　　番　号

　　　　名　称

２　誓約事項

　(１)　受注者は、次のアからウまでに該当しないこと。

　　ア　条例第２条第１号に規定する暴力団

　　イ　条例第２条第２号に規定する暴力団員

　　ウ　条例第２条第３号に規定する暴力団密接関係者

　(２)　この契約の一部について第三者に行わせる契約（以下「再委託契約等」という。）を締結するに当たり、暴力団等（淡路市契約からの暴力団等の排除に関する要綱第２条第４号に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）を契約の受注者としないこと。

　(３)　受注者が前２号のほか、本契約書及び本契約に係る「暴力団排除に関する特約」の条項に違反したときは、契約の解除、違約金の請求その他発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。

　(４)　発注者が、受注者又は再委託契約等の受注者が暴力団等に該当するのかを確認するために、その役員等（受注者又は再委託契約等の受注者が、個人である場合にあってはその者、法人である場合にあってはその役員及びその支店又は常時契約の締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）についての名簿その他の情報の提供を求めた場合には、受注者はその役員等の承諾を得て速やかに必要な情報を発注者に提出すること。

　(５)　受注者は、本契約の履行に伴い、暴力団等からの業務の妨害その他の不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、発注者に報告するとともに、警察署長に届け出て、捜査上必要な協力を行うこと。

　(６)　受注者は、再委託契約等の受注者に対し、当該再委託契約等の履行に伴い不当介入を受けたときには、受注者に報告するとともに、発注者にも報告し、警察署長へ届け出て、捜査上必要な協力を行うよう指導すること。

　(７)　受注者は、再委託契約等の受注者からの不当介入を受けたという報告を受けたとき又は再委託契約等の受注者が当該再委託契約等の履行に伴い不当介入を受けたことを知ったときには、発注者に報告するとともに、警察署長に届け出て、当該再委託契約等の受注者とともに捜査上必要な協力をすること。

|  |
| --- |
| ◇淡路市暴力団排除条例（平成２５年淡路市条例第９号）　抜粋　（定義）第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。　(１)　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。　(２)　暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。　(３)　暴力団密接関係者　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者で、次のいずれかに該当するものをいう。　　ア　暴力団員が役員（法第９条第２１号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者　　イ　暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者　　ウ　次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。　　　(ア)　自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為　　　(イ)　暴力団又は暴力団員に対して、金品その他財産上の利益の供与をする行為　　　(ウ)　(ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為　　エ　アからウまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これらの者を相手方として、下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結し、又はこれらの者を利用している事業者　(４)　省略 |

役員一覧表（誓約書２(４)関係）

　　年　　月　　日

　　（発注者）

　　　　契約担当者

　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（受注者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　所（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　　名（法人名　代表者名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 役　職 | 氏　　名 | ふりがな | 生　年　月　日 | 性別 |
|  |  |  | 明治　大正　昭和　平成 | 男・女 |
| 　　　年　　月　　日 |
|  |  |  | 明治　大正　昭和　平成 | 男・女 |
| 　　　年　　月　　日 |
|  |  |  | 明治　大正　昭和　平成 | 男・女 |
| 　　　年　　月　　日 |
|  |  |  | 明治　大正　昭和　平成 | 男・女 |
| 　　　年　　月　　日 |
|  |  |  | 明治　大正　昭和　平成 | 男・女 |
| 　　　年　　月　　日 |
|  |  |  | 明治　大正　昭和　平成 | 男・女 |
| 　　　年　　月　　日 |
|  |  |  | 明治　大正　昭和　平成 | 男・女 |
| 　　　年　　月　　日 |
|  |  |  | 明治　大正　昭和　平成 | 男・女 |
| 　　　年　　月　　日 |
|  |  |  | 明治　大正　昭和　平成 | 男・女 |
| 　　　年　　月　　日 |

　　【記載方法】

　　　　①　記載例に従って、役職、氏名、ふりがな、生年月日、性別を記載してください。

　　　　②　個人事業者の場合には代表者を、法人の場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事等の請負契約等を締結する事務所の代表者を記載してください。

　　　　③　生年月日の記載については、元号に○印をつけてください。

　　　　④　性別の記載については、どちらかに○印をつけてください。

様式第３号（第５条関係）

（建設工事　下請負人用）

誓　約　書

　　年　　月　　日

　淡路市長　様

住所（所在地）

氏　　　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　下記第１項の元請工事契約の履行に伴い、下請契約（以下「本工事契約」という。）の締結に当たり、淡路市暴力団排除条例（平成２５年淡路市条例第９号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記第２項のとおり誓約する。

　なお、下記第１項第２号の元請工事契約の発注者が、この誓約書の写し及び下記第２項第７号の情報を兵庫県淡路警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、警察署長に下記第２項第１号及び第２号に関して意見照会すること並びに警察署長から得た情報を下記第１項第２号の元請工事契約の発注者が他の業務において暴力団を排除するために利用し、又は淡路市関係組織に提供することついて同意する。

記

１　元請工事契約

　(１)　契約名

　(２)　発注者　所在地　兵庫県淡路市生穂新島８番地

　　　　　　　　名称及び職氏名　淡路市　淡路市長

　(３)　元請負人　ア　住所（所在地）

　　　　　　　　　イ　氏名（名称・代表者）

２　誓約事項

　(１)　受注者は、次のアからウまでに該当しないこと。

　　ア　条例第２条第１号に規定する暴力団

　　イ　条例第２条第２号に規定する暴力団員

　　ウ　条例第２条第３号に規定する暴力団密接関係者

　(２)　この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他の契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結するに当たり、暴力団等（淡路市契約からの暴力団等の排除に関する要綱第２条第４号に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）を契約の受注者としないこと。

　(３)　下請契約等（下請契約等が数次にわたるときは、その全ての下請契約等を含む。以下同じ。）の受注者が暴力団等であることが判明したときは、その旨を前項第３号の元請負人に報告するとともに、当該下請契約等の受注者を本工事契約から排除すること。

　(４)　受注者が前３号のほか、本工事契約の約定に違反したときは、契約の解除、違約金の請求その他発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。

　(５)　受注者は、下請契約等を締結した場合には、下請契約等の受注者から、この誓約書と同内容の前項第２号の元請工事契約の発注者に対する誓約書を下請契約等の締結後直ちに前項第３号の元請負人に提出させること。

　(６)　受注者は、下請契約等の受注者が誓約書を提出していないことが判明した場合には、直ちにその提出を求め、下請契約等の受注者がこれに応じないときは、その旨を前項第３号の元請負人に報告すること。

　(７)　前項第３号の元請負人が、受注者又は下請契約等の受注者が暴力団等に該当するのかを確認するため、その役員等（受注者又は下請契約等の受注者が、個人の場合にあってはその者、法人である場合にあってはその役員及びその支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）についての名簿その他の情報の提供を求めた場合には、受注者は、その情報を前項第２号の元請工事契約の発注者を通じて警察署長に提供することについて、その役員等の承諾を得て速やかに必要な情報を前項第３号の元請負人に提出すること。

　(８)　受注者は、本工事契約の履行に伴い、暴力団等から工事の妨害その他の不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときには、前項第３号の元請負人に報告するとともに、前項第２号の元請工事契約の発注者への報告並びに警察署長への届出及び捜査上必要な協力を行うこと。

　(９)　受注者は、下請契約等の受注者に対し、当該下請契約等の履行に伴い不当介入を受けたときには受注者に報告するとともに、前項第２号の元請工事契約の発注者への報告並びに警察署長への届出及び捜査上必要な協力を行うよう指導すること。

　(１０)　受注者は、下請契約等の受注者からの不当介入を受けたという報告を受けたとき又は下請契約等の受注者が当該下請契約等の履行に伴い不当介入を受けたことを知ったときには、前項第３号の元請負人に報告するとともに、前項第２号の元請工事契約の発注者への報告並びに警察署長への届出及び捜査上必要な協力を当該下請契約等の受注者とともに行うこと。

|  |
| --- |
| ◇淡路市暴力団排除条例（平成２５年淡路市条例第９号）　抜粋　（定義）第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。　(１)　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。　(２)　暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。　(３)　暴力団密接関係者　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者で、次のいずれかに該当するものをいう。　　ア　暴力団員が役員（法第９条第２１号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者　　イ　暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者　　ウ　次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。　　　(ア)　自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為　　　(イ)　暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為　　　(ウ)　(ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為　　エ　アからウまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これらの者を相手方として、下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結し、又はこれらの者を利用している事業者　(４)　省略 |

役員一覧表（誓約書２(７)関係）

　　年　　月　　日

　　（発注者）

　　　　契約担当者

　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（受注者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　所（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　　名（法人名　代表者名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 役　職 | 氏　　名 | ふりがな | 生　年　月　日 | 性別 |
|  |  |  | 明治　大正　昭和　平成 | 男・女 |
| 　　　年　　月　　日 |
|  |  |  | 明治　大正　昭和　平成 | 男・女 |
| 　　　年　　月　　日 |
|  |  |  | 明治　大正　昭和　平成 | 男・女 |
| 　　　年　　月　　日 |
|  |  |  | 明治　大正　昭和　平成 | 男・女 |
| 　　　年　　月　　日 |
|  |  |  | 明治　大正　昭和　平成 | 男・女 |
| 　　　年　　月　　日 |
|  |  |  | 明治　大正　昭和　平成 | 男・女 |
| 　　　年　　月　　日 |
|  |  |  | 明治　大正　昭和　平成 | 男・女 |
| 　　　年　　月　　日 |
|  |  |  | 明治　大正　昭和　平成 | 男・女 |
| 　　　年　　月　　日 |
|  |  |  | 明治　大正　昭和　平成 | 男・女 |
| 　　　年　　月　　日 |

　　【記載方法】

　　　　①　記載例に従って、役職、氏名、ふりがな、生年月日、性別を記載してください。

　　　　②　個人事業者の場合には代表者を、法人の場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事等の請負契約等を締結する事務所の代表者を記載してください。

　　　　③　生年月日の記載については、元号に○印をつけてください。

　　　　④　性別の記載については、どちらかに○印をつけてください。